

# ○日本国憲法の改正手続に関する法律

〔平成十九年五月十八日〕  
法律第五十一号

日本国憲法の改正手続に関する法律をここに公布する。

日本国憲法の改正手続に関する法律

目次

第一章 総則(第一条)	
第二章 国民投票の実施	
第一節 総則(第二条―第十条)	
第二節 国民投票広報協議会及び国民投票に関する周知(第十一条―第十九条)	
第三節 投票人名簿(第二十条―第三十二条)	
第四節 在外投票人名簿(第三十三条―第四十六条)	
第五節 投票及び開票(第四十七条―第八十八条)	
第六節 国民投票分会及び国民投票会(第八十九条―第九十九条)	
第七節 国民投票運動(第一百条―第一百八条)	
第八節 罰則(第一百九条―第二百五条)	
第三章 国民投票の効果(第二百二十六条)	
第四章 国民投票無効の訴訟等	
第一節 国民投票無効の訴訟(第二百二十七条―第二百三十四条)	
第二節 再投票及び更正決定(第二百三十五条)	
第五章 補則(第二百三十六条―第二百五十条)	

日本国憲法の改正手続に関する法律 総則

第六章 憲法改正の発議のための国会法の一部改正(第百五十一条)  
附則(略)

## 第一章 総則

### 第一節 趣旨

第一条 この法律は、日本国憲法第九十六条に定める日本国憲法の改正(以下「憲法改正」という。)について、国民の承認に係る投票(以下「国民投票」という。)に関する手続を定めるとともに、あわせて憲法改正の発議に係る手続の整備を行うものとする。

## 第二章 国民投票の実施

### 第一節 総則

#### 第二条 国民投票の期日

(国民投票の期日)  
第二条 国民投票は、国会が憲法改正を発議した日(国会法(昭和二十二年法律第七十九号)第六十八条の五第一項の規定により国会が日本国憲法第九十六条第一項に定める日本国憲法の改正の発議をし、国民に提案したものとされる日をいう。)から起算して六十日以後百八十日以内において、国会の議決した期日に行う。  
2 内閣は、国会法第六十五条第一項の規定により国民投票の期日に係る議案の送付を受けたときは、速やかに、総務大臣を経由して、当該国民投票の期日を中央選挙管理会に通知しなければならない。  
3 中央選挙管理会は、前項の通知があつたときは、速やかに、国民投票の期日を官報で告示しなければならない。  
第三条 日本国民で年齢満十八年以上の者は、国民投票の投票権を有する。  
(投票権を有しない者)

日本国憲法の改正手続に関する法律 総則 国民投票の実施 総則

第四条 成年被後見人は、国民投票の投票権を有しない。

#### 第五条 市町村長の通知

(本籍地の市町村長の通知)  
第五条 市町村長は、第二十二條第一項第一号に規定する登録基準日から国民投票の期日までの間、その市町村に本籍を有する者で他の市町村に住所を有するもの又は他の市町村において第三十七條の規定による在外投票人名簿の登録がされているものについて、前条の規定により投票権を有しなくなるべき事由が生じたときは、その事由がなくなくなったことを知つたときは、遅滞なくその旨を当該他の市町村の選挙管理委員会に通知しなければならない。

#### 第六条 国民投票を行う区域

(投票区及び開票区)  
第六条 国民投票は、全都道府県の区域を通じて行う。

第七条 公職選挙法(昭和二十五年法律第九号)第十七條及び第十八條の規定は、国民投票の投票区及び開票区について準用する。

#### 第八条 国民投票の執行に関する事務(管理)

(国民投票の執行に関する事務の管理)  
第八条 国民投票の執行に関する事務は、この法律に特別の定めがある場合を除くほか、中央選挙管理会が管理する。  
2 公職選挙法第五條の三から第五條の五までの規定は、国民投票の執行に関する事務について準用する。

#### 第九条 国民投票取締りの公正確保

(国民投票取締りの公正確保)  
第九条 公職選挙法第七條の規定は、国民投票の取締りに関する規定の執行について準用する。

#### 第十条 特定地域に関する特例

(特定地域に関する特例)  
第十条 交通至難の島その他の地において、この法律の規定を適用し難い事項については、政令で特別の規定を設けることができる。

## 第二節 国民投票広報協議会及び国民投票に関する周知

### (協議会)

第十一條 国民投票広報協議会（以下この節において「協議会」という。）については、国会法に定めるもののほか、この節の定めるところによる。

### (協議会の組織)

第十二條 協議会の委員（以下この節において「委員」という。）は、協議会が存続する間、その任にあるものとする。

2 委員の員数は、憲法改正の発議がされた際衆議院議員であつた者及び当該発議がされた際参議院議員であつた者各十人とし、その予備員の員数は、当該発議がされた際衆議院議員であつた者及び当該発議がされた際参議院議員であつた者各十人とする。

3 委員は、各議院における各会派の所属議員数の比率により、各会派に割り当てて選任される。ただし、各会派の所属議員数の比率により各会派に割り当てて選任した場合には、憲法改正の発議に係る議決において反対の表決を行った議員の所属する会派から委員が選任されないこととなるときは、各議院において、当該会派にも委員を割り当てて選任するようできる限り配慮するものとする。

4 前項の規定は、予備員の選任について準用する。

5 委員に事故のある場合又は委員が欠けた場合は、憲法改正の発議がされた際にその者の属していた議院の議員であつた予備員のうちから協議会の会長が指名する者が、その委員の職務を行う。

### (会長の権限)

第十三條 協議会の会長は、協議会の議事を整理し、秩序を保持し、協議会を代表す

る。

### (協議会の事務)

第十四條 協議会は、次に掲げる事務を行う。

一 国会の発議に係る日本国憲法の改正案（以下「憲法改正案」という。）及びその要旨並びに憲法改正案に係る新旧対照表その他参考となるべき事項に関する分表りやすい説明並びに憲法改正案を発議するに当たつて出された賛成意見及び反対意見を掲載した国民投票公報の原稿の作成

二 第六十五条の憲法改正案の要旨の作成

三 第六十六条及び第六十七条の規定によりその権限に属する事務

四 前三号に掲げるもののほか憲法改正案の広報に関する事務

2 協議会が、前項第一号、第二号及び第四号の事務を行うに当たつては、憲法改正案及びその要旨並びに憲法改正案に係る新旧対照表その他参考となるべき事項に関する分かりやすい説明に関する記載等については客観的かつ中立的に行うとともに、憲法改正案に対する賛成意見及び反対意見の記載等については公正かつ平等に扱うものとする。

### (協議会の議事)

第十五條 協議会は、憲法改正の発議がされた際衆議院議員であつた委員及び当該発議がされた際参議院議員であつた委員がそれぞれ七人以上出席しなければ、議事を開き議決することができない。

2 協議会の議事は、出席委員の三分の二以上の多数で決する。

### (協議会事務局)

第十六條 協議会に事務局を置く。参事のうち一人を事務局長とする。

3 事務局長は、協議会の会長の監督を受けて、庶務を掌理し、他の職員を指揮監督する。

4 事務局長以外の職員は、上司の命を受けて、庶務に従事する。

5 事務局長その他の職員は、協議会の会長が両議院の議長の同意及び両議院の議院運営委員会の承認を得て、任免する。

6 前各項に定めるもののほか、事務局に關し必要な事項は、両議院の議長が協議して定める。

### (両院議長協議決定への委任)

第十七條 この節に定めるもののほか、協議会に関する事項は、両議院の議長が協議して定める。

### (国民投票公報の印刷及び配布)

第十八條 協議会は、第十四条第一項第一号の国民投票公報の原稿を作成したときは、これを国民投票の期日前三十日まで中央選挙管理会に送付しなければならない。

2 中央選挙管理会は、前項の国民投票公報の原稿の送付があつたときは、速やかに、その写しを都道府県の選挙管理委員会に送付しなければならない。

3 都道府県の選挙管理委員会は、前項の国民投票公報の原稿の写しの送付があつたときは、速やかに、国民投票公報を印刷し、なければならぬ。この場合においては、当該写しを原文のまま印刷しなければならない。

4 公職選挙法第七十条第一項本文及び第二項の規定は、国民投票公報の配布について準用する。この場合において、同条第一項中「当該選挙に用いべき選挙人名簿」とあるのは、「投票人名簿」と、「選挙の期日前三日」とあるのは、「国民投票の期日前十日」と、同条第二項中「選挙人」とあるのは「投票人」と読み替へるものとする。

(国民投票の方法等に関する周知等)  
第十九条 総務大臣 中央選挙管理会、都道府県の選挙管理委員会及び市町村の選挙管理委員会は、国民投票に際し、国民投票の方法、この法律に規定する規制その他国民投票の手續に關し必要と認める事項を投票人に周知させなければならない。

2 中央選挙管理会は、国民投票の結果を国民に対して速やかに知らせるように努めなければならない。

3 投票人に対しては、特別の事情がない限り、国民投票の当日、その投票権を行使するために必要な時間を与えるよう措置されなければならない。

### 第三節 投票人名簿

#### (投票人名簿)

第二十条 市町村の選挙管理委員会は、国民投票が行われる場合においては、投票人名簿を調製しなければならない。

2 投票人名簿は、政令で定めるところにより、磁気ディスク(これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。)をもって調製することができる。

3 国民投票を行う場合において必要があるときは、投票人名簿の抄本(前項の規定により磁気ディスクをもつて投票人名簿を調製している市町村の選挙管理委員会にあっては、当該投票人名簿に記録されている全部若しくは一部の事項又は当該事項を記載した書類。第三十二条において同じ。)を用いることができる。

4 投票人名簿の調製については、行政手續等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成十四年法律第五十一号)第六条の規定は、適用しない。

5 第一項の規定により調製された投票人名簿は、当該国民投票に限り、その効力を有する。

(投票人名簿の記載事項等)  
第二十一条 投票人名簿には、投票人の氏名、住所、性別及び生年月日等の記載(前条第二項の規定により磁気ディスクをもつて調製する投票人名簿にあつては、記録)をしなければならない。

2 投票人名簿は、市町村の区域を分けて数投票区を設けた場合には、その投票区ごとに編製しなければならない。

3 前二項に規定するもののほか、投票人名簿の様式その他必要な事項は、政令で定める。

#### (被登録資格等)

第二十二条 投票人名簿の登録は、国民投票の期日現在で年齢満十八年以上の日本国民(第四条の規定により投票権を有しない者を除く。)で、次のいずれかに該当するものについて行う。

一 国民投票の期日前五十日に当たる日(以下「登録基準日」という。)において、当該市町村の住民基本台帳に記録されている者

二 登録基準日の翌日から十四日以内に当該市町村の住民基本台帳に記録された者であつて、登録基準日においていずれの市町村の住民基本台帳にも記録されていないもの(登録基準日後当該住民基本台帳に記録された日までの間に他の市町村の住民基本台帳に記録されたことがある者及び当該住民基本台帳に記録された日においていずれかの市町村の在外投票人名簿に登録されている者を除く。)

2 市町村の選挙管理委員会は、政令で定めるところにより、当該市町村の投票人名簿に登録される資格を有する者を調査し、その者を投票人名簿に登録するための整理を

しておかなければならない。  
(登録)  
第二十三条 市町村の選挙管理委員会は、中央選挙管理会が定めるところにより、当該市町村の投票人名簿に登録される資格を有する者を投票人名簿に登録しなければならない。

(縦覧)  
第二十四条 市町村の選挙管理委員会は、投票人名簿を調製したときは、中央選挙管理会が定める期間、市役所、町村役場又は当該市町村の選挙管理委員会が指定した場所において、前条の規定により投票人名簿に登録した者の氏名、住所及び生年月日を記載した書面を縦覧に供さなければならない。

2 市町村の選挙管理委員会は、縦覧開始の日前三日までに縦覧の場所を告示しなければならない。

(異議の申出)  
第二十五条 公職選挙法第二十四条第一項及び第二項の規定は、投票人名簿の登録に関する異議の申出について準用する。

2 行政不服審査法(昭和三十七年法律第六十号)第十五条第一項第一号から第四号まで及び第六号並びに第四項、第二十一条、第二十五条、第二十六条、第三十一条、第三十六条、第三十九条並びに第四十条の規定は、前項において準用する公職選挙法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

3 公職選挙法第二百十四条の規定は、第一項において準用する同法第二十四条第一項の異議の申出について準用する。

第二十六条 公職選挙法第二十五条第一項から第三項までの規定は、投票人名簿の登録に関する訴訟について準用する。この場合

2 前の占有者の占有を併せて主張する場合には、その瑕疵をも承継する。

## 第二節 占有権の効力

(占有物について行使する権利の適法の推定)

第百八十八条 占有者が占有物について行使する権利は、適法に有するものと推定する。

(善意の占有者による果実の取得等)

第百八十九条 善意の占有者は、占有物から生ずる果実を取得する。

2 善意の占有者が本権の訴えにおいて敗訴したときは、その訴えの提起の時から悪意の占有者とみなす。

(悪意の占有者による果実の返還等)

第百九十条 悪意の占有者は、果実を返還し、かつ、既に消費し、過失によつて損傷し、又は取取を怠つた果実の代価を償還する義務を負う。

2 前項の規定は、暴行若しくは強迫又は隠匿によつて占有をしている者について準用する。

(占有者による損害賠償)

第百九十一条 占有物が占有者の責めに帰すべき事由によつて滅失し、又は損傷したときは、その回復者に対し、悪意の占有者は、その損害の全部の賠償をする義務を負い、善意の占有者はその滅失又は損傷によつて現に利益を受けている限度において賠償をする義務を負う。ただし、所有の意思のない占有者は、善意であるときであつても、全部の賠償をしななければならない。

(即時取得)

第百九十二条 取引行為によつて、平穩にかつ、公然と動産の占有を始めた者は、善意であり、かつ、過失がないときは、即時

にその動産について行使する権利を取得する。

(盗品又は遺失物の回復)

第百九十三条 前条の場合において、占有物が盗品又は遺失物であるときは、被害者又は遺失者は、盗難又は遺失の時から二年間、占有者に対してその物の回復を請求することができる。

第百九十四条 占有者が、盗品又は遺失物を、競売若しくは公の市場において、又はその物と同種の物を販売する商人から、善意で買ひ受けたときは、被害者又は遺失者は、占有者が支払つた代価を弁償しなければ、その物を回復することができない。

(動物の占有による権利の取得)

第百九十五条 家畜以外の動物で他人が飼育していたものを占有する者は、その占有の開始の時に善意であり、かつ、その動物が飼主の占有を離れた時から一箇月以内に飼主から回復の請求を受けなかつたときは、その動物について行使する権利を取得する。

(占有者による費用の償還請求)

第百九十六条 占有者が占有物を返還する場合に、その物の保存のために支出した金額その他の必要費を回復者から償還させることができる。ただし、占有者が果実を取得了したときは、通常必要費は、占有者の負担に帰する。

2 金額その他が占有物の改良のために支出した金額その他の有益費については、その価格の増加が現存する場合に限り、回復者の選択に従ひ、その支出した金額又は増価額を償還させることができる。ただし、悪意の占有者に対しては、裁判所は、回復者の請求により、その償還について相当の期限を許与することができる。

(占有の訴え)

第百九十七条 占有者は、次条から第二百一

条までの規定に従ひ、占有の訴えを提起することができる。他人のために占有をする者も、同様とする。

(占有保持の訴え)

第百九十八条 占有者がその占有を妨害されたとときは、占有保持の訴えにより、その妨害の停止及び損害の賠償を請求することができる。

(占有保全の訴え)

第百九十九条 占有者がその占有を妨害されるおそれがあるときは、占有保全の訴えにより、その妨害の予防又は損害賠償の担保を請求することができる。

(占有回収の訴え)

第二百条 占有者がその占有を奪われたときは、占有回収の訴えにより、その物の返還及び損害の賠償を請求することができる。

2 占有回収の訴えは、占有を侵奪した者の特定承継人に対して提起することができる。ただし、その承継人が侵奪の事実を知つていたときは、この限りでない。

(占有の訴えの提起期間)

第二百一条 占有保持の訴えは、妨害の存する間又はその消滅した後一年以内に提起しなければならぬ。ただし、工事により占有物に損害を生じた場合において、その工事に着手した時から一年を経過し、又はその工事が完成したときは、これを提起することができる。

2 占有保全の訴えは、妨害の危険の存する間は、提起することができる。この場合において、工事により占有物に損害を生ずるおそれがあるときは、前項ただし書の規定を準用する。

3 占有回収の訴えは、占有を奪われた時から一年以内に提起しなければならない。

(本権の訴えとの関係)

第二百二条 占有保持の訴えは、妨害の存する間又はその消滅した後一年以内に提起しなければならぬ。ただし、工事により占有物に損害を生じた場合において、その工事に着手した時から一年を経過し、又はその工事が完成したときは、これを提起することができる。

**第二百二条** 占有の訴えは本権の訴えを妨げず、また、本権の訴えは占有の訴えを妨げない。

2 占有の訴えについては、本権に関する理由に基づいて裁判をすることができない。

### 第三節 占有権の消滅

#### (占有権の消滅事由)

**第二百三条** 占有権は、占有者が占有の意思を放棄し、又は占有物の所持を失うことによつて消滅する。ただし、占有者が占有回復の訴えを提起したときは、この限りでない。

#### (代理占有権の消滅事由)

**第二百四条** 代理人によつて占有をする場合には、占有権は、次に掲げる事由によつて消滅する。

- 1 本人が代理人に占有をさせる意思を放棄したこと。
- 2 代理人が本人に対して以後自己又は第三者のために占有物を所持する意思を表示したこと。
- 3 代理人が占有物の所持を失つたこと。
- 2 占有権は、代理権の消滅のみによつては、消滅しない。

### 第四節 準占有

**第二百五条** この章の規定は、自己のためにする意思をもつて財産権の行使をする場合について準用する。

### 第三章 所有権

#### 第一節 所有権の限界

##### 第一款 所有権の内容及び範囲

**第二百六条** 所有者は、法令の制限内において

民法 物権 占有権 占有権の消滅 準占有

て、自由にその所有物の使用、収益及び処分をする権利を有する。

#### (土地所有権の範囲)

**第二百七条** 土地の所有権は、法令の制限内において、その土地の上下に及ぶ。

#### 第二百八条 削除

##### 第二款 相隣関係

#### (隣地の使用請求)

**第二百九条** 土地の所有者は、境界又はその付近において障壁又は建物を築造し又は修繕するため必要な範囲内で、隣地の使用を請求することができる。ただし、隣人の承諾がなければ、その住家に立ち入ることはできない。

2 前項の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

#### (公道に至るための他の土地の通行権)

**第二百十条** 他の土地に囲まれて公道に通じない土地の所有者は、公道に至るため、その土地を囲んでいる他の土地を通行することができ

2 池沼、河川、水路若しくは海を通らなければ公道に至ることができないとき、又は崖があつて土地と公道と著しい高低差があるときも、前項と同様とする。

**第二百十一条** 前条の場合には、通行の場所及び方法は、同条の規定による通行権を有する者のために必要であり、かつ、他の土地のために損害が最も少ないものを選ばなければならない。

2 前条の規定による通行権を有する者は、必要があるときは、通路を開設することができる。

**第二百十二条** 第二百十条の規定による通行権を有する者は、その通行する他の土地の損害に対して償金を支払わなければならない。

い。ただし、通路の開設のために生じた損害に対するものを除き、一年ごとにその償金を支払うことができる。

**第二百十三条** 分割によつて公道に通じない土地が生じたときは、その土地の所有者は、公道に至るため、他の分割者の所有地のみを通行することができる。この場合において、償金を支払うことを要しない。

2 前項の規定は、土地の所有者がその土地の一部を譲り渡した場合について準用する。

#### (自然水流に対する妨害の禁止)

**第二百十四条** 土地の所有者は、隣地から水が自然に流れて来るのを妨げてはならない。

#### (水流の障害の除去)

**第二百十五条** 水流が天災その他避けることのできない事変により低地において閉塞したときは、高地の所有者は、自己の費用で、水流の障害を除去するため必要な工事をすることができ

#### (水流に関する工作物の修繕等)

**第二百十六条** 他の土地に貯水、排水又は引水のために設けられた工作物の破壊又は閉塞により、自己の土地に損害が及び、又は及ぶおそれがある場合には、その土地の所有者は、当該他の土地の所有者に、工作物の修繕若しくは障害の除去をさせ、又は必要があるときは予防工事をさせることができる。

#### (費用の負担についての慣習)

**第二百十七条** 前二条の場合において、費用の負担について別段の慣習があるときは、その慣習に従う。

**第二百十八条** 雨水を隣地に注ぐ工作物の設置の禁止

(雨水を隣地に注ぐ構造の屋根その他の工作物を設けてはならない)

所有権 所有権の限界 所有権の内容及び範囲 相隣関係

**第二十九條** (水流の変更)

者は、対岸の土地が他人の所有に属するときは、その水路又は幅員を変更してはならない。

2 兩岸の土地が水流地の所有者に属するときは、その所有者は、水路及び幅員を変更することができる。ただし、水流が隣地と交わる地点において、自然の水路に戻さなければならぬ。

3 前二項の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

**第二二十條** (排水のための低地の通水)

浸水した場合にこれを乾かすため、又は自家用若しくは農工業用の余水を排出するため、公の水流又は下水道に至るまで、低地に水を通過させることができる。この場合においては、低地のために損害が最も少ない場所及び方法を選ばなければならない。

**第二二一條** (通水用工作物の使用)

地の水を通過させるため、高地又は低地の所有者が設けた工作物を使用することができる。

2 前項の場合には、他人の工作物を使用する者は、その利益を受ける割合に応じて、工作物の設置及び保存の費用を分担しなければならない。

(堰の設置及び使用)

**第二二二條** 水流地の所有者は、堰を設ける必要がある場合には、対岸の土地が他人の所有に属するときであっても、その堰を対岸に付着させて設けることができる。ただし、これによって生じた損害に対して償金を支払わなければならない。

2 対岸の土地の所有者は、水流地の一部が

その所有に属するときは、前項の堰を使用することができる。

3 前条第二項の規定は、前項の場合について準用する。

**第二二三條** (境界標の設置)

所有者と共同の費用で、境界標を設けることができる。

**第二二四條** 境界標の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。ただし、測量の費用は、その土地の広狭に応じて分担する。

(囲障の設置)

**第二二五條** 二棟の建物がその所有者を異にし、かつ、その間に空地があるときは、各所有者は、他の所有者と共同の費用で、その境界に囲障を設けることができる。

2 当事者間に協議が調わないときは、前項の囲障は、板塼又は竹垣その他これらに類する材料のものであつて、かつ、高さ二メートルのものでなければならぬ。

(囲障の設置及び保存の費用)

**第二二六條** 前条の囲障の設置及び保存の費用は、相隣者が等しい割合で負担する。

(相隣者の一人による囲障の設置)

**第二二七條** 相隣者の一人は、第二二二条十五條第二項に規定する材料より良好なものをを用い、又は同項に規定する高さを増して囲障を設けることができる。ただし、これによって生ずる費用の増加額を負担しなければならない。

(囲障の設置等に関する慣習)

**第二二八條** 前三条の規定と異なる慣習があるときは、その慣習に従う。

(境界標等の共有の推定)

**第二二九條** 境界線上に設けた境界標、囲障、障壁、溝及び堀は、相隣者の共有に属するものと推定する。

**第二三十條** 一棟の建物の一部を構成する境界線上の障壁については、前条の規定は、適用しない。

2 高さの異なる二棟の隣接する建物を隔てる障壁の高さが、低い建物の高さを超えるときは、その障壁のうち低い建物を超える部分についても、前項と同様とする。ただし、防火障壁については、この限りでない。

(共有の障壁の高さを増す工事)

**第二三一條** 相隣者の一人は、共有の障壁の高さを増すことができる。ただし、その障壁がその工事に耐えないときは、自己の費用で、必要な工作を加え、又はその障壁を改築しなければならない。

2 前項の規定により障壁の高さを増したときは、その高さを増した部分は、その工事をした者の単独の所有に属する。

**第二三二條** 前条の場合において、隣人が損害を受けたときは、その償金を請求することができる。

(竹木の枝の切除及び根の切取り)

**第二三三條** 隣地の竹木の枝が境界線を越えるときは、その竹木の所有者に、その枝を切除させることができる。

2 隣地の竹木の根が境界線を越えるときは、その根を切り取るることができる。

(境界線付近の建築の制限)

**第二三四條** 建築物を築造するには、境界線から五十センチメートル以上の距離を保たなければならない。

2 前項の規定に違反して建築をしようとする者があるときは、隣地の所有者は、その建築を中止させ、又は変更させることができる。ただし、建築に着手した時から一年